

令和7年度  
第1回兵庫県都市計画審議会

令和7年5月30日（金）  
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

開会 午後14時00分

○事務局 それでは、第1号議案、三木市における東播都市計画、9.6.3号三木総合防災公園の変更について説明します。

三木市の位置図です。三木市は兵庫県の中南部に位置し、人口約7万5千人、面積約177km<sup>2</sup>の市です。東は神戸市や三田市と、西は小野市や稲美町と、南は神戸市と、北は加東市と接しています。黒太枠で囲まれた部分が三木市の市域、黄色で着色した部分が東播都市計画区域になります。

続いて、今回変更する三木総合防災公園の位置図です。三木総合防災公園は、山陽自動車道三木東インターチェンジなどがある三木市の中南部に位置しています。

三木総合防災公園付近の航空写真を映します。

こちらは、三木総合防災公園の概要となります。三木総合防災公園は、公園種別は広域公園、面積は約200haで、三木市志染町に位置する都市公園となります。山陽自動車道三木東ICから南へ約2kmの位置にあり、平時はスポーツ振興の拠点、災害時は県の広域防災拠点としての役割があります。主要地方道平野三木線の東西それぞれに公園を供用しています。

次に、変更内容を説明します。現在の都市計画公園の区域を青色、削除する区域を黄色で着色しています。右の拡大図のとおり、三木総合防災公園の北部で、都市計画施設の区域の一部を削除します。

今回の都市計画変更の理由は、バイパス整備に伴う都市計画公園区域の変更です。変更理由に至る検討経緯として、三木総合防災公園周辺の道路状況、三木三田線志染バイパスのルート選定について、ご説明します。

三木総合防災公園周辺の道路状況について、説明いたします。三木総合防災公園の北側を拡大した図を表示しています。北側には、黄色の線で示す主要地方道三木三田線が通っています。三木三田線は交通量が多く、右の写真のとおり、渋滞が多発していることから、南側に平行する新たな道路として、赤色破線で示す「志染バイパス」の整備が進められています。

次に、志染バイパスを整備するに当たっての線形検討の経緯を説明

します。志染バイパスが三木総合防災公園と接近する箇所を拡大して映しております。青い線は、現在の三木総合防災公園の区域に重複しないよう設計した場合の道路線形です。薄い黄色で着色されたエリアは、圃場整備済みの農地で、一部が志染バイパスと重複します。しかし、地元住民の意向として、圃場整備済みの農地は極力避けた道路線形を検討してほしいとの要望があったことから、農地を極力避けた道路の線形案を検討しました。

志染バイパスの線形を先ほどより南側に寄せ、農地を極力回避した案を、赤線で示します。先ほどの公園区域を回避した案より、農地と重複する面積が約 1200 m<sup>2</sup>を減らせる結果となっています。ただし、緑で着色した区域である三木総合防災公園の区域に一部が重複します。

現地の状況を写真で映します。写真は変更する箇所を北側から眺めたものです。変更する箇所は、道路と公園の間を結ぶ通路となっています。右側が、志染バイパスが重複する部分を斜線で示した図です。今回の変更後の区域でも、道路と公園を結ぶ機能は変わらず残るため、今回の都市計画変更は、支障ないものと考えています。

以上の内容を踏まえて、三木総合防災公園の区域を一部削除します。削除する面積は、約 72.05 m<sup>2</sup>です。

最後に、住民説明会等の実施状況について説明します。令和6年7月24日に三木市が住民説明会を開催し、参加者は0名でした。なお、市が実施した説明会を踏まえて市案が作成されているため、県の説明会は省略しています。また、10月24日から11月7日まで2週間、都市計画案を縦覧に供しました。意見書の提出はなく、本案について、三木市に意見照会を行なったところ、11月26日に「異存なし」との回答を得ています。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ご質問又はご意見がありましたらお願いします。なお、ご発言に際しては、会場の委員は、事務局からマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってから、ご発言ください。リモートで参加の委員は、ご発声又は挙手いただき、こちらより指名しましたら、ご発言ください。それでは、お願いします。特に、ご質問等なさそうなので、お諮りします。第1号議案は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○議長 ご異議がないようですので、第1号議案は、原案のとおり可決します。  
続きまして、当審議会への諮問案件である、第2号議案「ひょうご都市計画基本方針について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 第2号議案「ひょうご都市計画基本方針」についてご説明します。説明は、まず、「策定の経緯・位置付け」、次に「都市計画基本方針」の案、最後に、「パブリックコメント実施結果」の順にさせていただきます。

策定の経緯です。県では、5年ごとに都市計画区域マスタープランや区域区分の見直しを実施しています。図の左側をご覧ください。都市計画区域マスタープラン関係です。令和5年に都市計画審議会でご説明させていただき、策定した「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」の内容を踏襲し、今回、「ひょうご都市計画基本方針」として、先行して策定することとしています。その後、年度末にマスタープラン等を改定する予定です。右側は参考ですが、区域区分の関係では、令和5年3月の「区域区分見直しの考え方」に基づき、令和6年9月に、「加西市域の区域区分の廃止方針」を発表しました。区域区分の廃止・変更は今年度末に予定しています。

令和5年度に策定した「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」では、県民に分かりやすい構成とするため、区域マスタープランの記載内容を法定事項に特化し、これまでマスタープランに記載していた全県共通の事項については、新たに「ひょうご都市計画基本方針」として新たに策定することとしました。

ひょうご都市計画基本方針の位置付けについてです。本方針は、今後10年間の県全体の都市づくりの考え方や方向性を示すものです。また、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」とまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即しており、都市計画区域マスタープランなどは、本方針に即して策定されます。

次に、基本方針の案の内容についてご説明します。内容については、見直し基本方針を踏襲したものになります。現状と課題では、「避けがたい変化」として、人口減少・超高齢社会、自然災害の頻発・激甚化、都市施設の老朽化が挙げられます。また、「国際社会・経済からの二一

ズ」として、地球環境・生物多様性の保全、産業立地ニーズの変化、ポストコロナ社会における暮らし方、働き方の変化、があります。このような現状と課題を踏まえ、目指すべき都市づくりの方向性として、①持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり、②誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり、③環境と共生する都市づくり、という3つの柱を掲げ、これらを連携と共創により実現していくこととしています。

それでは、目指すべき都市づくりの方向性について、具体的の方針をご説明いたします。

まず一つ目は、「持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり」の一つ目、「地域連携型都市構造の実現」です。これは、現在のマスタープランでも位置付けている県が目指す都市構造です。医療・商業・福祉などの都市機能、更には農地・森林といった機能を、大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携しながら、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造です。これにより、人口減少社会においても、暮らしに必要なサービスにアクセスでき、更に都市機能や公共交通の維持にもつながります。実現に向けては、「都市機能を集める拠点」と「拠点間を結ぶ公共交通」を設定し、施策を推進していきます。この地域連携型都市構造では、4種類の拠点を設定しています。広域拠点は、高度な都市機能が集積し、県土全体の中核を担う拠点です。神戸市中心部と姫路市中心部に設定します。地域拠点は、近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積する拠点です。生活拠点は、日常生活圏で生活に密着した都市機能を持つ拠点です。そのほか、工場等が集積する地区を産業拠点とし、それぞれが都市機能の役割を分担していきます。これらの拠点と集落等をつなぐ交通ネットワークの強化として、公共交通の維持や基幹道路の整備を推進し、地域に応じた多層の交通ネットワークを形成していきます。推進に当たっては、立地適正化計画と地域公共交通計画の一体的な策定等を促進していきます。土地利用の基本的方針についてです。市街地のエリアでは、駅前における都市機能の更新や充実、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成、質の高い住環境の形成を目指します。広域拠点や地域拠点となる市街地では、ニーズに応じた都市機能の充実、まちなか居住を誘導していきます。産業拠点につきましては、周辺環境に配慮し、地域産

業の振興を図ります。また、低未利用地を、地域資源として積極的に活用していくほか、都市農地については、保存や活用を図っていきます。次に右側、市街地以外のエリアです。生活拠点においては、一定の生活サービスが受けられるよう都市機能を確保し、農地や森林等は農地法等に基づく重層的な土地利用規制により保全していきます。その他、市街化調整区域における計画的なまちづくりということで、特別指定区域や地区計画等を活用した、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用の推進、今年度、加西市で区域区分を廃止する予定としていますが、区域区分に代わる土地利用コントロールへの移行も必要に応じて検討していきます。

二つ目は、「魅力ある多様な拠点の形成」です。まず、「価値」・「持続性」を高める市街地の更新としまして、近年、市街地に求められる価値が、機能面から「居心地の良さ」とか「人との関係が生まれる場所」などに変わってきています。公民連携でビジョンを共有し、空地等を活用したにぎわいづくりなど小さなことから始めていき、徐々に再開発事業等ハード整備に移行するなど、段階的・連鎖的な展開を図っていきます。「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりとして、関係人口を呼び寄せ、にぎわいを創出するため、道路空間、駅前広場などをヒト中心の空間に転換していくウォーカブルなまちづくりを目指していきます。その他、日常生活を営む身近なエリアにおいても、多様な暮らし方や働き方を支える都市機能を確保・充実させていくほか、駅周辺の個性を活かした魅力づくりとして、ローカル線の駅舎や周辺の遊休地の活用も進めて参ります。

三つ目は、「兵庫の成長を支える産業立地の推進」です。産業ニーズにすばやく対応していくため、IC周辺などでの基盤整備の促進や、市街化調整区域における地区計画等を活用した計画的な産業立地を進めていきます。新たな産業を呼び込む環境整備として、産業施策と併せ、インフラの整備や土地利用規制の緩和等により民間投資を後押ししていきます。地場産業の継承と成長として、工場の拡張ニーズや操業環境に配慮した土地利用を推進します。

四つ目は、「民間投資の積極的誘導」です。立地適正化計画を活用した誘導につきましては、都市機能を誘導する区域等を立地適正化計画

に位置付け、民間投資の誘導を図ります。都市計画制度を活用した誘導につきましては、都市計画の特例制度や面的整備事業により中心市街地に業務施設や都市型住宅等を誘導します。

五つ目は、「新技術を生かしたまちづくりの推進」です。IoT・ビッグデータの活用として、デジタル技術で都市の課題を解決するスマートシティ、都市計画立案を高度化する3D都市モデルの活用を進めます。その他、スマートモビリティ社会へ対応した交通ネットワークや都市施設の検討のほか、インフラの維持管理にドローンなどの新技術を活用することで維持管理の効率化・高度化を図ります。

六つ目は、「地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進」です。歴史・文化、自然環境、景観を活かしたまちづくりとして、地域資源の保全とともに、その魅力を生かし、交流人口の創出にもつなげます。新たなライフスタイルを実現できるまちづくりとしては、空き家等をコワーキングスペースに活用するなど、働き方・暮らし方の変化に伴う、多様なライフスタイルにも対応します。また、都市公園においては、Park-PFI制度を活用した魅力ある施設の整備など、官民連携による都市公園の機能強化・にぎわい創出を目指します。その他、土地利用の柔軟な見直し等による持続可能な観光地域づくりやベイエリアにおける観光・交流のまちづくりを促進します。

続きまして、「誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」です。

一つ目は、「都市における防災・減災力の向上」です。災害に強い都市構造の構築として、都市施設の均衡配置やネットワーク化により都市機能の多重性を確保していくなど、都市の耐震化・不燃化を進めていきます。災害リスクに対応した土地利用として、災害ハザードエリアでの新たな住宅の立地を抑制するほか、盛土規制法による盛土や斜面地の安全性の確保などを図ります。さらに、総合的な治水対策やグリーンインフラを活用した防災・減災を推進するほか、大規模な災害が想定される区域での復興まちづくりのための事前準備を検討するなど、都市における防災・減災力の向上を図ります。

二つ目は、「子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進」です。子どもにやさしい生活環境の整備として、生活利便施設の立地、安全な歩行空間の整備を推進します。子育てしやすい住宅地づくりでは、子育て

世帯が暮らしやすい住宅の供給や子育て支援施設の整備などを進めます。

三つ目は、「ユニバーサル社会づくりの推進」です。福祉のまちづくりの展開では、住宅や生活利便施設のバリアフリー化、公共空間や公共交通のバリアフリー化を推進します。健康長寿を伸ばすまちづくりとして、高齢者の社会参加、外出機会の増加などにもつながるウォーカブルなまちづくりを推進します。

続きまして、「環境と共生する都市づくり」です。

一つ目は、「脱炭素型の都市づくりへの転換」です。環境負荷の小さな都市づくりの推進では、地域連携型都市構造の形成により過度な自動車利用から公共交通の利用を促し、CO<sup>2</sup> 排出量を削減するとともに、水素モビリティの普及や水素ステーションの整備などを推進します。交通から発生する環境負荷を軽減するため、都市計画道路の整備や、踏切等のボトルネックの解消による交通の円滑化のほか、自転車を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

二つ目は、「グリーンインフラの活用の推進」です。都市の緑の保全と創出では、CO<sub>2</sub>の吸収源、生物多様性の確保、Well-Beingの実現などの役割を有する都市緑地を保全するほか、質の高い緑地の創出を図ります。また、自然環境を保全・再生し、これらを有機的につなぐ、生態系ネットワークの形成を目指します。

三つ目は、「森林の保全・整備」です。都市を取り巻く森林については、CO<sub>2</sub>吸収源や生物多様性の保全とともに災害防止等の機能を有するため、森林を保全していきます。また、里山整備や適正な土地利用により、野生動物との共存を図るほか、森林の保全・整備に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や建築物への木材利用を促進します。

四つ目は、「「農」の保全と土地利用との相互調和」です。土地利用制限による「農」の保全として、市街化調整区域では地区計画制度の活用、非線引き都市計画区域では特定用途制限地域等の指定などにより、「農」との健全な調和に向けた土地利用を進めます。都市農地の保全・活用については、市街地内の農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考えの下、生産緑地地区の指定など保全・活用を図ります。

最後に、ここまでご説明してきた都市づくりを後押ししていく「連携と共創」の取組についてご説明します。

一つ目は、「県・市町間の連携強化」です。地域の特性に応じたまちづくりを市町が柔軟に展開できるよう、県は、技術的な支援を行い、市町の主体的なまちづくりを支援していきます。また、市町域を超える広域的な課題について、協議会等の活用等により市町間の連携強化や広域的な調整を図っていきます。

二つ目は、「県民・企業など多様な主体との共創」です。情報のオープンデータ化や3Dモデルの活用など多様な主体が参画しやすい環境の整備を図るほか、多様な主体による共創のまちづくりとして、住民・民間事業者・行政のそれぞれの強みを活かしたまちづくりを推進します。また、地域の担い手を実施する、地域の価値向上や活性化に資するエリアマネジメントの取組も進めていきます。

以上が、ひょうご都市計画基本方針の内容です。

また、議案の方には本編をつけておりますが、県民の方が読みやすくなりますように絵を多くしたりコラムをつけたり工夫を凝らしてまいりました。一度見ていただけると幸いです。

最後に、パブリックコメントについてご説明します。次に、令和7年2月21日から3月14日まで実施し、11件の意見をいただきました。そのうち反映した意見が1件、方針の趣旨に一致するものが6件、その他、内容に関する質問が4件でした。反映した意見についてですが、意見の概要は、「エリアマネジメントの目的は、地域の価値向上や経済の活性化だけでなく、地域課題の解決もあるので、その点も追記した方がよい。」というものでした。県の考え方としても、地域課題の解決に向けた取組が、地域の価値向上や経済の活性化にもつながることから、ご意見を反映し、エリアマネジメントの目的に「地域課題の解決」を追加することとしました。

以上がパブリックコメントの結果となります。

ひょうご都市計画基本方針については、審議会にお諮りした後、6月の策定を目指して内部の手続を進める予定です。

以上で、ひょうご都市計画基本方針（案）の説明を終わります。審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。ご質問またはご意見がありましたらお願いいたします。

○1番委員 ご説明ありがとうございました。内容については、よくまとまっていたかと思うのですが、1つ今後の運用について意見を申し上げたいと思います。グリーンインフラの活用の推進について、緑の保全と創出の点だけでいうと、「保全」というのは、「使いながら残していく」という意味合いがありまして、「保護」の意味合いである「置いておく、触らない」という概念とは違います。つまり、まちづくりの計画全体の趣旨であります「持続可能なまちづくり」というような所に合致した内容になっています。ただ、県民緑税の活用では、整備には使えるけども、頂いた税金を5年後、10年後ずっとマネジメントとか維持管理に運用していくことが中々しづらい制度設計になっているのは、どこでも見られていて、実際現場では困っているわけです。「作れ、作れ」と言っただけで、お金は貰えるけども、「その後は皆さんが頑張ってください、平等です」というようなことを言われます。特に、市民と企業の方も疲弊していったら、どんどんその制度が活用されなくなっていくということがあります。ですので、保全という言葉の意味にマネジメントも含まれると捉えて、制度の改正を含め、持続可能なまちづくり・維持管理をしていき、ゆっくりと変化、まちを更新していくことに使っていただければと思います。

○議長 ありがとうございます。貴重なご意見だと思いますが、事務局はどうお考えでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりでありまして、県でも緑化政策として補助も含めて行っておりますが、整備より維持管理の方が大変だという声は聞いております。県としても今後の課題として参考とさせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長 他に何かご意見はございませんか。そうでしたら、特にご異議等ないようですので、「原案のとおり」と答申してよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○議長 それでは、答申したいと思います。

続いて、報告事項に移ります。都市計画マスタープラン改定素案について、事務局より説明願います。

○事務局 報告事項になります。

一つ目は、都市計画区域マスタープラン、都市計画でいいます都市計画区域の整備、開発及び保全の方針になりますが、その改定の素案について説明します。

本県では、20 の都市計画区域を指定していますが、都市計画区域マスタープランについては、神戸から淡路までの7つの地域単位で策定しています。ちなみに、神戸地域は神戸市が指定しているため、県としては、神戸地域を除く6つの地域のマスタープランを策定していき、先ほど少し説明しましたが、今年度末の改定を目指して作業を進めているところです。区域マスタープランの構成については、共通事項になりますが、まず、はじめに基本的事項ということで、役割や対象区域、目標年次を設定しております。

そして、二つ目の都市計画の目標等で、法定で規定することとされています都市計画の目標と区域区分の決定の有無及び方針、そして、都市づくりに関する方針、これらを記載するという構成にしています。

それでは、各地域のマスタープランの概要を説明いたします。

まず、阪神地域になります。対象区域は、阪神間都市計画区域の7市1町になります。区域区分の決定については、阪神間都市計画区域においては、区域区分を引き続き定めていくこととしています。

地域の魅力・強みとしまして、①鉄道やバスなどの公共交通、高速道路などの交通網が充実しているということ、そして、②多彩な魅力をもつ「住みたい街」であるということ、そして、③産業を中心にポテンシャルの高いベイエリアを擁していること、最後に④立地の優位性を生かした都市近郊農業がされているというような強みがあります。

一方、地域の課題としましては、土地利用に関しては、市街地における防災性の向上や都市機能の更新、工場跡地の土地利用など、そして、交通に関しては、阪神高速神戸線での渋滞緩和、また、災害リスクへの対応などが挙げられます。

都市計画の目標ですが、県全体の活力を牽引するため、民間投資の積極的な活用等により都市機能の充実・強化を図ります。また、公共交通ネットワークを生かして、近接する拠点間での都市機能を確保していきます。図に示す通り、阪神間では鉄道駅周辺を地域拠点として設定し、

それをつなぐ交通ネットワークを形成していきます。臨海部については、産業拠点として設定します。エリアごとの方針として、市街地では、駅周辺の高度利用により高い人口密度を維持していき、居住環境の魅力を高めていきます。市街地以外では地域活力を維持していくこととしています。

今回、見直しに当たっては、地域性をよりクローズアップさせる意味で都市づくりの重点テーマを各地域で設定しています。阪神間では、一つ目に、民間投資の誘導による市街地の整備と建築物の耐震化をはじめとした防災・減災対策の強化を挙げています。二つ目に、官民連携による大阪湾ベイエリアの活性化、三つ目に、生活利便施設や子育て支援施設等の立地誘導による住環境の高質化、最後に、市街地内の公園や緑地などグリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上を挙げています。

都市づくりに関する方針です。7項目ありまして、まず、土地利用の方針としては、鉄道駅周辺の高度利用や都市機能の強化、そして、郊外ではゆとりある住環境を維持していきます。また、臨海部やIC周辺などにおいては産業拠点の形成を図っていきます。都市施設に関する方針としては、名神湾岸連絡線の早期完成など安全で円滑な道路交通環境の確保、六甲山系等の自然環境や風致の保全、武庫川等の計画的な河川整備を図ります。市街地整備では、民間投資の誘導や公民連携の取組、そして、防災に関しては、建物やインフラの耐震化、環境共生では、市街地内の緑の保全、農地の保全を図ります。というような都市計画の方針としています。

次に、播磨東部地域になります。対象区域は、東播、加西、中、東条、吉川の5つの都市計画区域になります。加西都市計画というのはまだないのですが、今回、加西市の区域区分の廃止に伴い、加西市が東播都市計画区域を外れ、新たに加西都市計画区域となりますので、それを含めています。区域区分の決定の有無については、東播都市計画区域において、線引きを行っていくということと、新規の加西と、中、東条、吉川については、非線引きとしています。

地域の魅力・強みについては、東播磨道の整備など発達した交通網があるということ、播州織などの伝統産業や鉄鋼業などの、ものづくり産

業があることが挙げられます。地域の課題としては、都市機能の維持や地域活力に資する土地利用、加古川バイパスなどの交通円滑化、水害のリスク、地場産業の継承などを挙げています。

都市計画の目標です。神戸市中心部や姫路市中心部との役割分担のもと、各拠点で、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積を図ります。また、地域内外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完を図ります。右図のとおり駅・市役所周辺を地域拠点として、臨海部には産業拠点を形成することとしています。市街地においては臨海部での人口密度の維持、そして、内陸部での個性と魅力あるまちづくりを推進していくほか、市街地以外では特別指定区域制度の活用等により地域活力の維持を図っていきます。

播磨東部の都市づくりの重点テーマとしましては、都市機能の充実と公共交通の利用促進や東播丹波連絡道路の整備など交通ネットワークの維持・強化ということ、「農」との健全な調和、そして、伝統と次世代の成長産業の推進などを挙げています。

都市づくりに関する方針です。土地利用では、区域区分を定める区域においては、鉄道駅周辺での中高層住宅の誘導のほか、IC 周辺等での産業拠点の形成を図っていきます。一方、区域区分を定めない区域では、用途地域等により土地利用を規制・誘導します。都市施設では、東播丹波連絡道路の整備や加古川市等での連続立体交差事業の事業化を図っていきます。市街地整備では、民間投資の誘導、防災では、緊急輸送体制の確保や耐震化、そして、環境共生では播磨臨海地域でのカーボンニュートラルポートなど脱炭素化の推進を図っていきます。

次に、播磨西部地域になります。対象は、中播、西播、山崎、西播磨高原の4つの都市計画区域になります。中播、西播区域については、引き続き、線引き都計とし、山崎、西播磨高原は、非線引きとします。

地域の魅力・強みについては、播磨地域の中心都市である姫路を含み、多彩なものづくり産業、豊富な歴史遺産や自然環境などが挙げられます。地域の課題としては、都市機能の維持やアクセスの確保、観光を支える交通の確保、水害のリスクや地場産業の継承ということなどを挙げています。

都市計画の目標です。姫路市中心部の広域拠点において、都市機能の

充実・強化を図り、県西部の活性化を牽引するとともに、地域交通ネットワークによる拠点間の連携強化により、広域で都市機能の確保を図っていきます。市街地では臨海部の人口密度を維持や内陸部での個性と魅力あるまちづくりを推進していきます。市街地以外では地域活力を維持していきます。

次に、都市づくりの重点テーマです。姫路市が担う高度医療や教育機関等の広域的な都市機能との分担・連携を行っていき、龍野の城下町や姫路城を核とした広域的な滞在型観光の促進などが挙げられます。

次に都市づくりに関する方針です。土地利用では、区域区分を定める区域において、鉄道駅周辺での中高層住宅の誘導、IC 周辺等での産業拠点の形成を図っていきます。また、区域区分を定めない区域では、用途地域等により土地利用を規制・誘導していきます。都市施設として、中国道・山陽道等による地区内外の連携強化や公共交通利用の促進を図るほか、市街地整備では、利便性の高い市街地の土地利用の促進、防災では建築物等の耐震化、景観では、歴史的まちなみなどの保全を図っていきます。

次に、但馬地域になります。対象区域は、豊岡・浜坂・香住・八鹿・和田山の5つの都市計画区域になり、全ての都市計画区域を非線引きの都市計画区域としています。

地域の魅力・強みについては、①コウノトリが舞う豊かな自然環境ということ、そして、②竹田城跡などの文化遺産があること、そして、③海産物とか豊岡カバンをはじめとした地場産業が盛んであるということ、そして、④但馬芸術の郷づくりというものがあるということです。地域の課題については、都市機能の維持や集積、自然環境等に配慮した土地利用のほか、地域活力の維持や、自然災害のリスクなどを挙げています。

都市計画の目標ですが、各拠点又は拠点間の相互補完による広域での都市機能を維持・充実していくとともに、芸術の魅力発信等による交流人口の増加や地域の活性化に向け、滞在型観光等の広域的な交流を促進していきます。拠点やネットワークは右図のとおりです。

都市づくりの重点テーマについては、自然環境の保全とコウノトリをはじめとする生態系ネットワークの形成、そして、歴史的なまちなみ、

産業遺産などの地域資源を活かしたまちづくり、そのほか、水害・土砂災害に強い地域づくりや、集落の地域コミュニティ維持が挙げられます。

都市づくりに関する方針です。土地利用の方針として、自然環境を維持し、歴史や文化等を生かしたまちづくりを推進していきます。都市施設におきましては、北近畿豊岡自動車道などの整備促進とともに公共交通の利用促進も図っていきます。

市街地整備に関する方針では、都市機能の充実や歴史的まちなみの防災対策、景観形成では、円山川等の自然景観・広域的景観、出石等の歴史的まちなみ保全や活用などを位置付けていきます。

次に、丹波地域です。対象区域は、篠山及び丹波都市計画区域になり、両都市計画区域とも、非線引き都市計画区域とします。

地域の魅力・強みについては、①神戸大阪からアクセスしやすい都会に近い田舎ということ、そして、②自然との共生、そして、③篠山城周辺などの歴史的なまちなみなどが挙げられます。地域の課題については、都市機能の維持・集積や、地域活力の維持、森林等の適切な管理や水害のリスクが挙げられます。

都市計画の目標ですが、地域拠点間での都市機能の相互補完とともに、地域外との連携による広域での都市機能の確保、また、歴史的なまちなみや地域ブランドを活かした交流人口の増加や地域の活性化に向けた滞在型観光等の広域的な交流促進としています。ネットワークと拠点については、右図のとおりです。

都市づくりの重点テーマです。丹波地域の象徴でもある「森」の保全と活用、そして、伝建地区をはじめとした歴史的なまちなみの保全・活用、そして、防災性の向上、農村・田園景観と農地の保全などが挙げられます。

次に、都市づくりに関する方針です。土地利用の方針としては、美しい田園景観を生かしたまちづくりを推進していくということ、都市施設の方針としては、東播丹波連絡道路の整備推進や公共交通の利用促進、このほか、市街地整備については、古民家や町家等を活用した観光交流等の促進、景観形成では、自然景観の保全や城下町等の歴史的まちなみの保全・活用などを図っていくこととしています。

最後に、淡路地域です。対象区域は、洲本・淡路・南あわじの3つの都市計画区域になります。全て非線引き都市計画区域とします。

地域の魅力・強みについては、①京阪神に近い都市近郊の島であること、②自然の恵みを実感できる地域であるということ、③「淡路たまねぎ」など盛んな農畜産業・水産業などがあるということです。地域の課題については、都市機能の維持、開発需要に対応した土地利用、津波被害を含む巨大地震災害のリスクのほか、地域活力の維持などを挙げています。

都市計画の目標としましては、地域拠点間での都市機能の相互補完と地域外との連携強化による広域での都市機能の確保、交流人口の増加や地域の活性化に向けた滞在型観光等の広域的な交流促進としています。ネットワークと拠点については、右図のとおり設定しています。

都市づくりの重点テーマです。防潮堤など津波・高潮対策の推進ということと、大阪湾ベイエリアの活性化、空き施設など地域資源の積極的活用などを挙げています。

都市づくりに関する方針です。土地利用では、山並みや海岸線、生活文化や産業等を生かした土地利用を図っていくということ、都市施設では、海路や空路も含めた広域交通ネットワークの形成や自転車利用環境の整備を図っていきます。

市街地整備では、古民家や町家等を活用した観光交流等の促進や漁業集落等の密集市街地での防災対策、そのほか、景観では淡路島の文化的・歴史的な景観の継承、花と緑あふれる「公園島淡路」の魅力創出などを位置付けていきます。

以上が6地域の概要になります。

後に、この見直しのスケジュールになりますが、6月から説明会、公聴会を実施していきます。そして、9月から国との事前協議、11月から案を縦覧し、市町への意見照会という手続を踏みまして、年明けの2月には、都市計画審議会に諮らせていただく予定としています。その後、国の同意協議を経まして3月末には都市計画の決定、告示という予定で進めることとしています。

以上で説明を終わります。

○会 長     ありがとうございました。今の事務局からの説明について何かご

質問やご意見がありましたら発言願います。

○26 番委員 阪神間においてですが、名神湾岸連絡線の推進があります。環境影響評価の中でも、もう既に騒音とか振動とかがあるということを受けて、地域住民の方が反対運動を起こしている訳ですけど、地域住民の意見を聴いていただきたいと思いますが、それに関してはいかがですか。

○事務局 名神湾岸連絡線については、国土交通省が事業主体となりまして、今現在、用地交渉などを進めている状況です。兵庫県としても応援するという立場をとっていますので、地元の住民から反対の声が上がっているのは承知していますが、兵庫県としては、推進する立場として、都市計画区域マスタープランにも位置付けているところです。基幹ネットワークを推進する意味でも位置付けていきたいと考えています。

○議長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画及び環境影響評価手続の状況について事務局より報告願います。

○事務局 それでは、報告事項2として、播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）の都市計画及び環境影響評価手続の状況についてご報告します。

参考資料1として「播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）について」を配付しています。この資料については、令和5年度に播磨臨海地域道路の沿線市町において開催した都市計画に係る説明会での配付資料となっています。参考にいただければと思います。説明については、前面スクリーンの資料3-2のスライドにより進めさせていただきます。

まず、播磨臨海地域道路の概要について、ご説明します。播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな高規格道路であり、国道2号バイパスや第二神明道路等と新たに道路ネットワークを形成し、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」を目的として計画しています。全体計画は、神戸市から太子町までの約50kmであり、このうち、神戸市西区の第二神明道路から姫路市広畑までの約32kmの区間について、現在、都市計画及び環境影響評価手続を進めております。

今回計画対象の約32kmの区間は、神戸市西区、明石市、稲美町、加

古川市、高砂市、姫路市の5市1町を通過します。神戸市西区の第二神明道路に接続する明石西 JCT を起点とし、加古川 JCT で国道2号バイパスの姫路方面と、姫路 JCT で国道2号バイパスの神戸、岡山の両方面と播但連絡道路に接続し、姫路市広畑の広畑 IC が終点となります。インターチェンジは、稲美町で1箇所、加古川市で3箇所、高砂市で3箇所、姫路市で6箇所の計13箇所になります。なお、ジャンクションとインターチェンジの名称は、全て仮称で、正式な名称は、今後、事業実施段階で検討することになります。

計画路線の概要について、ご説明します。安全で快適な自動車専用道路としての機能を備えるとともに、沿道の土地利用状況や周辺環境への影響などを考慮し、計画しています。起終点、延長は、先ほど申し上げたとおりです。道路区分は第2種第1級の自動車専用道路、本線の設計速度は時速80km、道路構造は、主に橋梁構造ですが、一部区間で、土工やトンネル区間があります。車線数は片側2車線の4車線、1車線当たりの車線幅は3.5mで、標準幅員は18.75mとなります。

次に、これまでの手続の状況について、ご説明します。播磨臨海地域道路については、都市計画と環境影響評価の手続を併せて進めています。こちらのフロー図は、右側に「都市計画手続を含む道路計画の検討」、左側に「環境影響評価手続」の流れを示しています。右側の「道路計画の検討」をご覧ください。令和4年11月に、国土交通省から都市計画素案の元となるルート計画案が、兵庫県・神戸市に手交されました。その後は、都市計画手続として、市町が都市計画素案を作成するに当たり、地域の皆様のご意見をお伺いするため、関係市町と連携し、国の協力の下、都市計画に係る説明会を開催しました。令和5年度と令和6年度の2回に分け、5市1町で計62回開催しました。また、都市計画に係る説明会后、再度説明を求める地区等からの要望に応じて、都市計画手続とは別に、関係市町と連携し、個別に説明する等、丁寧な対応に努めてまいりました。その後、令和7年4月までに関係する全市町から都市計画素案の申出があり、現在に至っております。

一方、左側の環境影響評価手続では、令和4年3月に本都市計画審議会の専門委員調査を経て、環境影響評価の項目と手法の選定を行いました。環境影響評価の項目は、ご覧の14項目で、令和3年度第2回の

都市計画審議会で報告させていただいたものから変更はありません。現在、これらの項目について、調査・予測・評価を行った結果を取りまとめた準備書を作成しているところです。

次に、都市計画に係る説明会の結果をご説明します。先ほども申しましたが、令和5年度と令和6年度の2回に分け、5市1町で都市計画に係る説明会を計62回開催しました。1回目の説明会では、播磨臨海地域道路本線のルートや本線の構造を、2回目の説明会では、インターチェンジに繋がるアクセス道路や関連都市計画施設について説明しました。1回目の説明会は、計32回で2,484名、2回目の説明会は、計30回で1,600名、1回目と2回目を合わせると、延べ約4,100名の方に参加いただきました。

主な意見や質問としましては、「用地補償や工事着手、完成見込みなど今後の整備スケジュール」、「人口や交通量が減少傾向の中、本道路の必要性に関する疑義」、「地域住民の意見を踏まえルート変更すべき」とのご意見、また、「騒音や振動、大気、日照など、道路建設に伴う環境変化への不安」など、ご意見がありました。また、県ホームページにおいて、説明資料、説明内容、主な意見と回答を掲載しており、住民への周知に努めています。2回目の説明会では、ご覧の縮尺2500分の1の図面を説明会会場で掲示しました。こちらが説明会で掲示した資料からの抜粋になっています。また、インターチェンジや播磨臨海地域道路本線とアクセス道路の関係等については3D画像を用いて、丁寧で分かりやすい説明に努めたところがございます。こちらは、伊保インターチェンジの例になります。こちらも、伊保インターチェンジの例ですが、出入口付近のイメージも示しながら説明しました。

最後に、今後の手続の流れです。右側が「都市計画手続」、左側が「環境影響評価手続」の流れになります。都市計画手続については、沿線市町からの素案申出を受けて県素案の作成を行い、6月8日と15日に公聴会を開催する予定となっています。その後は、公聴会での意見を踏まえて、都市計画案として取りまとめる予定となります。

一方、環境影響評価の手続につきましては、環境影響評価法に基づき、先ほど申し上げましたとおり、環境影響評価準備書として調査、予測、評価の結果を取りまとめ中であり、本都市計画審議会の専門委員調査

を経て、確定します。その後に、都市計画案と環境影響評価準備書を合わせて公告・縦覧することとなります。1ヶ月の縦覧期間中には、環境影響評価準備書についての説明会を開催することとしており、ご意見のある方は、縦覧期間中及び縦覧満了日の翌日から2週間の間都市計画案、環境影響評価準備書のそれぞれについて意見書を提出することができます。その後、環境影響評価準備書に対する意見などを踏まえ、環境影響評価書として取りまとめ、専門委員調査を経て環境影響評価書が確定し、都市計画案と合わせて、本審議会で審議頂き、ご了承いただきましたら、都市計画の決定告示・縦覧を行うとともに、環境影響評価書についても公告・縦覧することとなります。

以上で、播磨臨海地域道路の都市計画及び環境影響評価手続の状況に係る報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

○26番委員 先ほどの名神湾岸連絡線は、先ほどの回答では地域住民の意見を無視して無理やりでも進めるといような形にとられたのですが、それではあまりにも横暴ではないかと思っています。播磨臨海地域道路に関しましても、地域の方々の反対運動が起こっているということで、署名もたくさん集まっていると聞いています。今後の予定では、準備書の報告、縦覧、説明が行われ、そして、それに伴って、意見書の受理というふうにあります。これらについて、地域住民に対する周知は、どのような方法を考えているのでしょうか。

○事務局 環境影響評価については、今後、環境影響評価の予測、評価を取りまとめた準備書というものを作成しており、これについては、作成できたら、ホームページや県、市町で準備書を縦覧できるようにする予定です。ただ、内容がかなりボリュームの大きなものになっており、なかなか難しいところもあるため、住民説明会を行って、分かりやすく説明をさせていただきたいと考えています。以上です。

○26番委員 あと一つ、具体的なことをお聞きしますが、地域の方々からあったかもしれませんが、高砂大木曾地域ではPCBが地下に埋められているという話があります。その地域も工事が行われる予定ということですが、もし、工事するということになれば、PCBが漏れるというこ

とになるのではないかと考えています。もし、漏れてしまったら、重大な事故になります。PCBは、吸収されやすいというところもあり、非常に危険であります。対策をどのように考えているのか、あと、姫路の形的地域では、土砂災害危険地域があり、そこに住民が住まれています。ここにもトンネルが建設される予定になっています。もし、これも、建設工事中に重大な事故が起こってしまったらどうなるのか、起こる可能性が高いと私は考えていますが、その対策をどのように考えているのか聞かせていただきたい。

○事務局 2点いただきましたが、まず、大木曾水路の方は、PCBが埋まっているということは、我々も把握しており、現在の持ち合わせる資料においては、漏れ出しがないような構造で施工は可能というふうに考えています。ただ、ご意見のとおり、漏れ出さないことが当然必要というところで、事業実施段階になりましたら、詳細な調査を事業者の方で行うこととなりますので、その段階で安全性を確認した上で、詳細な設計を行うこととなります。もう一つ、形的のトンネルの件につきましても、現在、土砂災害の危険がある場所を通ることですけれども、現在の資料においては、実施段階で詳細な調査を行えば施工可能であると考えています。当然、実施段階で安全性を確認した上で施工することとなりますので、現時点での情報では問題ないというふうに考えています。以上です。

○26 番委員 やりながら詳細な調査を行い、必要があれば対応するということがでしたが、やる前にもしっかりと検討して、やってしまったからだを進めていくしかなくなる可能性があり、やる前から詳細な調査をお願いしたい。高砂に関しては、学校とか住宅、墓地の上を通ることになっています。国の道路計画策定プロセスガイドラインには配慮すべきとありますし、そこはしっかりと鑑みてほしいところであります。そして、形的地域ですが、瀬戸内山椒魚など希少生物がたくさんいます。そういったところを考えると、先ほどの都市計画基本方針の中にもありましたように生物多様性の保全ということとは相反するのではないかと思います。それもしっかりと考えていただき、そして、今後も地域住民に対しての丁寧な説明をお願いしたいということを提言しておきます。

○議長 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。そうしましたら以上で本日の議事は終了とさせていただきます。

これをもちまして、令和7年度第1回兵庫県都市計画審議会を閉会します。ご審議いただきましてありがとうございました。

閉 会 午後15時24分